

# 親会社および子会社の規制対象に関する一考察

長谷川 乃 理

はじめに

第一章 親会社および子会社の定義とその変遷

第二章 会社法における親子会社に関する規制と定義規定  
おわりに

はじめに

今日、多くの会社は企業グループを形成し、複雑な結合関係を構築しながら経済活動を行っている。<sup>(1)</sup>このことに伴い、会社法においても単体の会社に関する規制のみならず、企業グループを形成する複数の会社について規制する必要性が増大している。<sup>(2)</sup>

会社法における企業結合規制の目的とは、法的には独立性を維持しながら支配從属関係ないし経済的一体性また

は財産的・一体性を有する会社の結合関係をめぐる、各ステイクホルダーの利害調整である。そのため、会社法は監査役による子会社業務・財産調査権（第三八一条第三項）、監査役等の兼任禁止規定（第三三三条第三項第一号、第三三五条第二項、および第三三七条第三項第一号）、社外取締役・社外監査役の定義（第二条第一五号・一六号）、子会社による親会社株式取得の禁止（第一三五条）などの規定を置いている。これらの規制の範囲を定める基礎となるのが、親会社および子会社の定義である。

二〇〇五年の会社法制定にあたって、「現代の法律では通常設けられる総則的な規定<sup>(4)</sup>」として、会社法第一編に定義規定が置かれた（第二条）。親会社および子会社の定義も、当該規定の中になされている。

会社法では、親会社および子会社の概念について、①対象となる範囲を株式会社に限定せず、②その判断要件について、実質的支配関係の有無を基準としている（会社法第二条第三号、第四号）。本論においては、①の親子会社判定の対象となる範囲についての検討を行う<sup>(5)</sup>。いかなる事業体が親子会社規制に服すべきであろうか。また、会社法における親子会社の定義は、適切なのであるうか。

本稿では、まず第一章において、親会社および子会社に関する規定の変遷を検討する。第二章においては、会社法、会社法施行規則および会社計算規則における親会社および子会社に関する具体的な規定について検討を行う。

## 第一章 親会社および子会社の定義とその変遷

先に述べたように、会社法においては親子会社判定の対象となる事業体が拡大され、また、実質的支配基準が導

入された。この、親子会社関係の判定において対象となる事業体の拡大と、実質的支配基準の導入につき先んじたのは、財務諸表等規則における親子会社の定義である（財務諸表等規則第八条第三項）。

商法、会社法における親会社および子会社の定義と、財務諸表等規則における親子会社の定義は、いかなる経緯をたどってそれぞれ現在の規定に至ったのであろうか。また、その過程において相互に与えた影響はどのようなものであったのであろうか。

### 第一款 一九六三年「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」

親会社および子会社の概念が初めて規定されたのは、一九六三年の「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」においてである。

「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」第九条には、「子会社等に対する金銭債権」という見出しがつけられていた。同条第一項は、「会社が他の会社の発行済株式の二分の一をこえる株式を有する場合」には、「その株式の発行会社」の金銭債権を、科目ごとに他の金銭債権と区別して記載しなければならないとした。また、同規則第二十三条は見出しを「子会社の株式等」として、「会社が他の会社の発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を有する場合」にはその株式を投資の部に記載しなければならないことを定めていた。同規則に定める子会社は、株式会社に限定されない。有限会社の持分の過半数を所有するとき、その持分を投資の部に記載することも定められていた（「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」第二十三条第二項）。この規定は、発行済株式の過半数の所有による支配の確定を貸借対照表上に表示することで、投資者の保護に資することを目的とするもの

であつた。<sup>(7)</sup>

「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」における親子会社の概念規定に対しても、それが実体法上なされたものでないことについても、また株式の過半数の保有という基準についても批判がなされた。<sup>(8)</sup>さらに、この概念規定に一定の意義を認めつつも、単なる支配権の存在の確定による連結財務諸表の作成のみならず、支配行為の実質を検討することこそ、親会社が子会社の債務を代替する根拠となるのであるから、親子会社判定のための基準の設定は実質的支配関係に即したものとしなければならないという主張もなされた。<sup>(9)</sup>

## 第二款 一九七四年商法改正

商法上に親子会社の定義規定が初めて置かれたのは、一九七四年の商法改正であった。一九六〇年代半ばの不況により大型倒産が相次ぎ粉飾決算が次々に露呈したことを背景に、一九七四年商法改正においては、会計監査人制度の導入を中心とした監査制度の改善がなされた。<sup>(10)</sup>その一環として、子会社に対する報告請求権および報告を求める事項に対する業務調査権限が、親会社監査役に付与された。この、親会社監査役の子会社業務調査権限の規定において親子会社に関する定義がなされ、親子会社に関する他の規制に準用された。

一九七四年商法改正における親会社とは、「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総數ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口數ヲ有スル会社」であり、「其ノ株式会社又ハ有限会社」が子会社であるとされた（一九七四年改正商法第二七四条ノ三第一項）。すなわち、親会社は株式会社に限定され、子会社は株式会社および有限会社であった。その判定要件は、株式または持分の過半数の所有であった。

また、「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ其ノ株式会社モ亦其ノ子会社ト看做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ」とされた。これは、孫会社もまた子会社とみなす規定であった。

### 第三款 一九七六年財務諸表規則改正

財務諸表規則において新たに子会社概念を導入したのは、一九七六年のことであった。<sup>12)</sup>一九七六年の財務諸表規則改正では、「親会社」を「他の会社の議決権の過半数を実質的に保有している会社」とし、「子会社」とは、当該他の会社をいうとした（一九七六年改正財務諸表規則第八条第三項）。また、「親会社及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、また、その親会社の子会社とみなす」として、孫会社に関する規定を置いていた。

一九七六年財務諸表改正においては、議決権の所有割合によって親子会社関係が判定された。またその判定対象は親会社も子会社も「会社」に限定されていた。

### 第四款 一九八一年商法改正

企業の非行防止体制の強化が求められた中で行われた一九八一年の商法改正<sup>13)</sup>では、子会社による親会社株式の取得が禁止された。親会社および子会社の定義規定は、一九七四年商法改正での定義、すなわちある会社の株式また

は持分の過半数を所有する株式会社が親会社であり、当該会社が子会社であるという要件を維持したまま、子会社による親会社株式取得禁止の条文に移動した（一九八一年改正商法第二二一条ノ一）。親会社株式取得禁止規制において従前の親子会社の定義、すなわち過半数持株基準を維持した目的は、法律関係の明確化にあった。<sup>14)</sup>

## 第五款 一九八二年財務諸表等規則改正

一九八二年の財務諸表等規則改正では、親会社の定義である「他の会社の議決権の過半数を実質的に保有している会社」の、「議決権」の後に「（商法（明治三二年法律第四八号）第二四一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。この条において同じ。）」という文言が付された。この改正により、親子会社の判断の際に、相互保有株式についても算入されることが明確になった。

## 第六款 一九九八年財務諸表等規則改正

一九九八年の財務諸表等規則の改正においては、親子会社の定義が大きく見直された。<sup>15)</sup>

一九九八年財務諸表等規則の改正では、財務諸表等規則における「親会社」を「他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国会社におけるこれらに該当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社」と定義し、「子会社」については、「当該他の会社等をいう」とした。また、「親会社及び子会社又

は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす」として、孫会社についての規定も同様に改正した。

この改正により、子会社の範囲が「会社等」、すなわち会社以外に組合その他の事業体および外国におけるこれらに準じる事業体まで拡大された。この「会社等」には、二〇〇五年改正前商法の株式会社、合名会社、合資会社、および旧有限会社法上の有限会社の他、組合組織の事業体、特別目的会社<sup>⑩</sup>、協同組織金融機関、相互会社、証券投資法人、パートナーシップその他営利事業を営むこれらに準じる事業体などが含まれるとされた。<sup>⑪</sup>

また、この改正ではじめて親子会社の判定の際に実質的支配基準が採用された。一九九八年改正財務諸表等規則における「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とは、次のような会社をいうとされた。すなわち、①他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社、もしくは②他の会社等の議決権の一〇〇分の四〇以上一〇〇分の五〇以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ（イ）自己の計算において所持している議決権と、自己と緊密な者<sup>⑬</sup>および自己に同意している者<sup>⑭</sup>が所有している議決権を合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合、（ロ）役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている場合、（ハ）他の会社等の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合、（ニ）他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る）の総額の過半について融資（債務の保証および担保の提供を含む）を行っている場合、または（ホ）その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する場合、もしくは③自己の計算において所有している議決権と、緊密な者および同意している者が所有している議決権を合わせた場合

(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む)に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であつて、上記(ロ)～(ホ)のいずれかの要件に該当する会社をいう(一九九八年改正財務諸表等規則第八条第四項)。

## 第七款 二〇〇一年商法改正

二〇〇一年改正商法第二二一条ノ二では、「親会社」を「他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ他ノ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ過半数ヲ有スル会社」とし、「子会社」を「其ノ株式会社又ハ有限会社」であるとした。従来は発行済株式総数の過半数の所有を基準としていた親子会社関係の判定基準が、二〇〇一年商法改正により議決権数基準に改められた。<sup>⑯</sup>これは、単元株制度が導入されたこと(二〇〇一年改正商法第二二二一条第一項)、および議決権について複雑な定めをした種類株式の発行が許容されたこと(二〇〇一年改正商法第二二二一条第一項第五号)に伴う改正であった。

議決権制限株式(二〇〇一年改正商法第二二二三条第一項第五号)、自己株式(二〇〇一年改正商法第二四一条第二項)、単元未満株式(二〇〇一年改正商法第二四一条第一項但書)および端株主が株主となつた場合の株式等、議決権を有しない株式を発行済株式総数から控除することによって、親子会社関係の判定にあたっては、より支配関係の実態に着目することとなつた。しかし、この改正により、特に相互保有株式につき不合理な結果を招来しかねないという指摘がなされた。<sup>⑰⑱</sup>また、商法上の親子会社判定の基準につき、法的安定性を重視しつつも、影響力基準を基礎とした新たな判定基準の策定が必要であるという主張もなされた。<sup>⑲</sup>

## 第八款 二〇〇一年商法特例法の改正

従来、商法中の「会社」「子会社」という語には、外國会社が含まれるか否かについて議論があつた。<sup>(5)</sup> 加えて、一九九九年以降多彩な企業結合の手段が整備されるにつれて、国際的な企業結合関係に対応するための法改正を要求する声があがつた<sup>(6)</sup>。これらの議論、要求に一部応えることとなつたのが二〇〇二年商法特例法改正である。

二〇〇二年商法特例法の改正により、当時の商法特例法上の大会社のうち証券取引法上の有価証券報告書提出会社に対し、連結計算書類の提出が要求されることとなつた（二〇〇二年改正商法特例法第十九条の二第一項、附則第九条）。連結の範囲を定めるため、従来の親会社および子会社の定義に加えて、「連結子会社」、「子法人等」および「連結子法人等」という概念が導入された。連結子会社とは、二〇〇二年改正商法特例法第一条の二第四項において「他の株式会社により経営を支配しているものとして法務省令で定める会社その他の団体をいう。」と定義される。ここでいう法務省令で定めるものとは、二〇〇五年改正前商法施行規則第一四二条に「商法特例法第一条の二第四項に規定する法務省令で定める会社その他の団体は、同項の株式会社の子法人等のうち子会社以外のもの」であった。また、子法人等とは、二〇〇五年改正前商法施行規則第二条第一八項において「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により計算書類作成会社の子会社とされるものをいう。」と定義され、連結子法人等とは、商法上の子会社のうち連結対象となつたものと連結子会社との総称であるとされた（二〇〇五年改正前商法施行規則第二条第三五項）。二〇〇二年商法特例法の改正により、親会社と子会社という概念以外に、「連結子会社」、「子法人等」および「連結子法人等」という定義が導入され、複雑な用語の使い分けを要することとなつた。

二〇〇一年改正商法における親会社および子会社となる会社の範囲が、株式会社と有限会社とに限定されていたのとは異なり、二〇〇二年商法特例法の改正により、当時の財務諸表等規則上の支配力基準を適用した連結子会社と商法上の連結子法人等との範囲は一致することとなった。しかし、この改正は、連結計算書類を作成する場合の連結子法人等の範囲を定めるものでしかなかったため、そのような一致をみたのは、商法特例法上の有報提出大会社についてのみであり、かつ連結子法人等の定義についてのみであった。

### 第九款 一〇〇五年会社法制定の過程における議論

二〇〇三年に公開された「会社法制の現代化に関する要綱試案」第四部第九一は、「会社法（仮称）中の「子会社」には、株式会社・有限会社のみならず、親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社等を含む法人等を含めるものとする。」とて、商法上の子会社の範囲を拡大することを提案した。<sup>④</sup>「会社法制の現代化に関する要綱」においても、要綱試案における提案を引き継いで、「会社法中の「子会社」（社外監査役等の要件、監査役等の兼任禁止の範囲、定款・計算書類等の閲覧・謄写請求権行使等）には、株式会社・有限会社のみならず、親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする」とした（要綱第四 株式・新株予約権・新株予約権付社債関係10(2)）。

このように、親子会社規制の対象となる法人については、要綱試案および要綱の段階では、「子会社」の範囲を拡大することのみが提案されていた。しかし、法制審議会会社法（現代化）部会においては、外国会社が完全親会社となる株式交換を可能とすることを念頭においた議論がなされていた。<sup>⑤</sup>

## 第一〇款 二〇〇五年会社法における親子会社の定義

二〇〇五年に制定された会社法における子会社および親会社は、会社法第一条第三号、第四号において以下のように定義されている。子会社とは「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」（第二条第三号）であり、親会社は「株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」をいう（第二条第四号）。すなわち、会社法において子会社としての規制を受けるのは「会社」に支配された「株式会社その他の法人として法務省令で定めるもの」であり、親会社としての規制を受けるのは「株式会社」を支配する「会社その他の法人として法務省令に定めるもの」である。規制の対象となる「会社（または株式会社）その他の法人」および「支配」の具体的な内容は法務省令である会社法施行規則にゆだねられている。

これを受け、会社法施行規則第三条は、その第一項で子会社を「会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等」と規定し、第二項で親会社を「会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等」であるとした。ここにいう「会社等」の定義は第二条第三項第二号でなされている。すなわち、「会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体」である。

また、同条第三項は「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」の具体的な内容を規定している。<sup>①</sup>他の会社等の議決権数に占める自己（その子会社および子法人等を含む）<sup>②</sup>の所有割合が一〇〇分の五〇を超える場合、<sup>③</sup>他の会社等の議決権数に占める自己の所有割合が一〇〇分の四〇を超える場合であつて、<sup>④</sup>自己所有等議決権が一

〇〇分の五〇を超えている場合、(口)取締役会等の構成員の総数の一〇〇分の五〇超が自己の役員等である場合、(ハ)自己が他の会社等の重要な財務および事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合、(二)他の会社等の資金調達額の総額に対する自己の融資額の割合が一〇〇分の五〇を超える場合、(イ)その他支配が推測される重要な事実が存在する場合のいずれかに該当する場合、および(三)他の会社等の議決権総数に対する自己所有等議決権の割合が一〇〇分の五〇を超える場合（自己の計算において所有する議決権が無い場合を含む）で、上記(口)ないし(ホ)のいずれかに該当する場合である。(1)ないし(3)に該当する場合であっても、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社等、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等ならびにこれらに準じる会社、および財務上または事業上の関係からみて他の会社等の財務または事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合は、親会社および子会社の規制からは除外される（会社法施行規則第三条第三項）。

また、直接親会社および子会社の定義に關係するものではないが、会社法の施行に伴い、社債の発行主体が株式会社に限られないことになった（会社法第二条二三号<sup>③</sup>）。社債は、金融商品取引法第二条第一項第五号で金融商品取引法の適用対象となる。また、合同会社は、その社員が全て有限責任社員であり、その持分は株式に準じるものであると解されたため<sup>④</sup>、その社員権がみなし有価証券であるとされた（金融商品取引法第一条第一項第三号）。合名会社および合資会社についても、その無限責任社員の全てが株式会社または合同会社である場合には、無限責任社員の無限責任性が実質的に有限責任性に置き換えられる。そのため、当該合名会社または合資会社の社員権も、みなし社員権であるとされた（金融商品取引法第二条第一項第三号、金融商品取引法施行令第一条の二）。従来とは異なり、持分会社の発行する有価証券も金融商品取引法の規制対象となつた。

## 第一一款 二〇〇五年証券取引法改正による「親会社等状況報告書」の導入

二〇〇四年に起きた西武鉄道事件を契機に、子会社は、上場会社等の有価証券報告書を提出しなければならない会社（提出子会社）であっても、親会社等が上場していないこと等により当該親会社に関する企業情報が開示されない場合について、当該親会社の情報開示を義務付けるため、二〇〇五年の証券取引法改正においては親会社等状況報告書制度が新設された。<sup>33)</sup>

親会社等状況報告書の提出会社は、提出子会社の「親会社等」である。「親会社等」とは、原則として提出子会社の「議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの」と定義される（金融商品取引法第二四条の七第一項本文）。また、この規定は親会社が会社以外のものである場合（外国会社を含む）にも準用される（金融商品取引法第二四条の七第六項）。親会社等状況報告書を提出しなくても公益または投資者保護に欠けることがないものとして、政令で定めるところにより内閣総理大臣の許可を受けたときは親会社等状況報告書の提出は不要である（金融商品取引法第二四条の七第一項但書き）。

「会社と密接な関係を有するもの」とは、①提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己または他人（仮設人を含む）の名義で所有する会社、②会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義で所有する法人等（法人その他の団体をいう）が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社、③提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義で所有する協同組織

金融機関、および④協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義で所有する場合の当該協同組織金融機関等をいう（金融商品取引法施行令第四条の四第一項、第四条の七第一項）。

## 第一二款 二〇〇七年財務諸表等規則改正

財務諸表等規則における親会社および子会社の定義規定は、その後、会社整理の制度の廃止、民事再生法の制定、破産法の改正、委員会設置制度を前提とした商法改正、会社法における合同会社制度の創設等に合わせて、特に実質的支配基準に関して改正がなされてきたが、親子会社の判定の対象にかかる「会社」の範囲には変更はなかつた。<sup>30)</sup>

現行の財務諸表等規則における親会社および子会社の定義は、二〇〇七年に改正されたものである。二〇〇六年一〇月一七日、企業会計基準委員会が「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第一一号）」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第二三号）」を公表したことに伴い、二〇〇七年一〇月三一日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第七八号）によつて財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表規則の改正が行われた。二〇〇七年改正財務諸表等規則上の「親会社」とは「他の会社等（会社、指定法人、組合その他これらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。」の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等」を指し、「子会社」とは「当該他の会社等」をいう。この改正により、親会社の範囲が従前の子会社と同じ範囲まで拡大され、新たに「組合」および

「会社や組合に準ずる事業体」（以下「組合等」という。）が親会社に該当するものとして追加されたこととなつた。同様の改正は、関係会社の範囲についてもなされた（改正後財務諸表等規則第八条第八項）。また、親会社の異動に係る臨時報告書の提出事由についても、財務諸表等規則の改正に伴い、親会社の範囲が同様に拡大された。

## 第二章 会社法における親子会社に関する規制と定義規定

### 第一款 会社法における親子会社の規制対象となる事業体

会社法上、親会社および子会社として規制の対象となる事業体を考える場合には、四つのカテゴリに分けて考える必要がある。すなわち、①子会社として規制される事業体、②子会社を支配する事業体、③親会社として規制される事業体、および④親会社が支配する事業体である。

まず①会社法上、子会社としての規制を受ける事業体とは「株式会社」その他「法人として法務省令で定めるもの」である（会社法第二条第三号）。ここでいう「法務省令で定めるもの」とは、「会社等」のことであり（会社法施行規則第三条第一項）、「会社等」とは「会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体」である（会社法施行規則第二条第三項第二号）。この「会社等」の定義については、会社法では親会社および子会社の規制対象としての「法人」の内容を法務省令に委任しているのみである。それにもかかわらず、会社法施行規則において「組合その他の事業体」として、法人格を持たない事業体をも「法

人」に含めていることは、施行規則への委任の範囲を超えているという指摘がある。<sup>⑤</sup>

次に、②会社法上、子会社を支配する事業体は「会社」である。ここにいう「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を指す（会社法第二条第一号）。外国会社が会社法上の「会社」に含まれる場合は限定されているため、外国会社に支配されている「会社等」は、会社法上の子会社ではない。

③会社法上、親会社としての規制を受ける事業体とは「会社」その他の「法務省令で定める法人」である（会社法第二条第四号）。ここでいう「法務省令で定めるもの」は「会社等」を指す（会社法施行規則第三条第二項）。また、④会社法上、親会社が支配する事業体は「子会社」である「株式会社」に限定されている（会社法第二条第四号）。たとえ持分会社その他の株式会社でない事業体を支配している会社であっても、会社法上の「親会社」ではない。また、日本法に基づき設立された「株式会社」の経営を支配するものに限られるため、会社法上、外国会社の「親会社」は存在しない。<sup>⑥</sup>しかし、「子会社」として株式会社を支配しているのであれば、たとえ会社でない「会社等」、すなわち外国会社、組合その他の事業体であっても会社法上の「親会社」となりうる。

一方、財務諸表等規則上の子会社とは、「親会社」に支配される「会社等」であり、親会社とは「他の会社等」の意思決定機関を支配している「会社等」をいう（財務諸表等規則第八条第三項）。財務諸表等規則上の「会社等」とは「会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）（財務諸表等規則第八条第三項カッコ内）」である。表現に若干の差異はあるが、会社法上の「会社等」と、財務諸表等規則上の「会社等」は、ほぼ同じ範囲の事業体を規制していると言える。

財務諸表等規則においては、①の子会社として規制を受ける事業体および④の親会社が支配する事業体（いわゆる「子会社」）と、②の子会社を支配する事業体（いわゆる「親会社」）および③の親会社として規制を受ける事業

体は、それぞれ同じ範囲の事業体のことを指している。旧商法においても、親会社が株式または持分の過半数を所有する会社が子会社であった（二〇〇五年改正前商法第二二一条ノ二）のであるから、親会社と子会社の定義は相互に対応していた。

しかし、会社法上はそうではない。「子会社」については、①会社法上の子会社とは「会社等」という広い範囲を規制する概念であるのに対し、④親会社が支配する事業体は、子会社である株式会社に限定される。子会社の定義は、「親」である会社からの支配によって画されている。

一方「親会社」については、②子会社を支配する事業体が会社法上の「会社」に限定されるのに対し、③会社法上の親会社は「会社等」という広い範囲を規制する。両規定は、親子会社として関連付けるのではなく、別個独立のものとして理解すべきであるとされた。<sup>㉙</sup>以下では、会社法上の親会社および子会社の定義がそれぞれ対応していないことによる、会社法における親子会社規制への影響について検討する。

## 第一款 会社法上の親会社に関する規制

会社法上、親会社に関しては以下の規制がなされている。

まず、①親会社員による、各種会社情報の閲覧である（会社法第三一条第三項《定款》、第八条第四項・第八二条第四項《創立総会の議事録および創立総会が省略された場合の議事録》、第一二五一条第四項第五項《株主名簿》、第二二五二条第四項《新株予約権原簿》、第三一八条第五項・第三一九条第四項《株主総会の議事録・株主総会が省略された場合の議事録》、第三七一条第五項第六項《取締役会の議事録》、第三七八条第三項《会計参与によつて備

え置かれた計算書類》、第三九四条第三項《監査役会の議事録》、第四一三条第四項第五項《委員会設置会社の委員会の議事録》、第四三三条第三項第四項《会計帳簿》、第四四二一条第四項《計算書類》、第四九六条第三項《清算会社の貸借対照表等》および第六八四条第四項《社債発行会社が株式会社である場合の社債原簿》)。これらは規定においては、「子」として規制を受ける対象が「株式会社」に限定されている。そのため、会社法上の親会社の定義によつても問題は生じない。ただし、会社以外の「会社等」たる親会社の構成員が、第三一条第三項の「親会社社員」に該当するか否かが問題となりうる。

次に、②子会社による親会社株式の取得禁止に関する規定(会社法第一三五条、第八〇〇条および第八〇一条第二項)である。会社法第一三五条第一項は、「子会社は、その親会社である株式会社の株式(以下この条において「親会社株式」という。)を取得してはならない」として、子会社による親会社株式の取得を禁じている。

この規定は、「子会社」の「親会社」である株式会社に関するものである。この規制については、旧商法において、子会社による親会社株式取得の制限が日本の株式会社の海外の「子会社」にも及ぶか否かという問題が存在していた。立案担当者によれば、会社法においては「子会社」の定義として外国会社も念頭に置いた内容を省令で規定するため、この問題は解消するとしていた。<sup>④</sup>

しかし、会社法上の「子会社」に外国会社が含まれるとしても、会社法上の「親会社」が支配する事業体は株式会社に限定され、外国会社が含まれていない。すなわち、株式会社でない子会社が当該株式会社(会社法上は「親会社」ではない)の株式を取得することには、会社法第一三五条第一項の規定振りからは制約がないように読める。しかし、子会社が株式会社でない場合であつても、親会社から見たいわゆる資本の空洞化が生することには差がなく<sup>⑤</sup>、また、親子会社の定義見直しの立法趣旨とも矛盾することになる。<sup>⑥</sup>

この問題に対処するため、会社法施行規則で所要の手当がなされている。<sup>(44)</sup>会社法施行規則第三条第四項は、「法第一三五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす」と定めている。この規定により、会社法第一三五条に限っては親会社に支配される会社が会社法第二条第四号と同じく「会社等」であるとされる。この規定に関しては、会社法が法務省令へ委任する範囲を超えているのではないかという疑問が呈されて会社<sup>(45)</sup>いる。

会社法第一三五条および会社法施行規則第三条第四項が、会社法第二条第三号および第四号の子会社と親会社の概念の関係に対する例外を示しているとするならば、会社法第八〇〇条および第八〇二条第二項は、さらにその例外を定めた規定である。

会社法第八〇〇条第一項は、「第一三五条第一項の規定にかかわらず、吸收合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この項において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の親会社株式（同条第一項に規定する親会社株式をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該存続株式会社等は、吸收合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において当該親会社株式を取得することができる。」としている。この規定は、会社法第一三五条第二項に定める親会社株式の取得事由以外にも、子会社による親会社株式の取得禁止に関して例外事由があることを定めた規定である。

会社法第八〇〇条にいう「存続株式会社等」の定義は、会社法第七九四条第一項の規定により「吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社」である。つまり、会社法第八〇〇条第一項において親会社の株式を取得することが予定されているのは株式会社に限定されているため、第一三五条との整合性は保た

れている。

また、会社法第八〇二条第二項は、存続持分会社等について会社法第八〇〇条第一項の規定を準用している。第八〇二条第二項にいう「存続持分会社等」とは、吸收合併消滅株式会社の株主または吸收合併消滅持分会社の社員が吸收合併存続持分会社の社員となる場合の当該吸收合併存続持分会社、吸收分割会社が吸收分割に際して吸收分割承継持分会社の社員となる場合の当該吸收分割承継持分会社、株式交換完全子会社の株主が株式交換完全親合同会社の社員となる場合の当該株式交換完全親合同会社を指す（第八〇二条第一項）。この規定は、持分会社が「親」である会社の株式を取得することを禁じることを前提とした例外規定である。<sup>14)</sup> 会社法施行規則第三条第四項の規定は、「法第一三五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用について」のみ、「親会社」の「子会社」を株式会社のみならず会社法施行規則第一条第四号の「会社等」に拡大することを定めているため、会社法第八〇二条第二項の「存続持分会社」には、会社法上の親会社は存在しないこととなり、そもそも第八〇〇条を準用する必要がないことになる。<sup>15)</sup>

会社法上の親会社に関する規定には、他に③株式交換および株式移転に関するもの（会社法第七六七条ないし七七一条、第七七三条、七七四条、第七八四条、第七八七条、第七九一条等）および④雑則（第八六八条《非訟事件の管轄》、第八七九条《特別清算事件の管轄》、第九四七条《電子公告調査を行うことができない場合》）がある。

③の株式交換および株式移転における完全子会社となりうるのは、株式会社に限られるため（会社法第七六七条、第七七二条）、会社法上の親会社および子会社の定義による問題は生じない。

④雑則にも、親会社の定義の例外規定が定められている。第八六八条第二項は「親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録に

ついての次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八七〇条第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する」とする。<sup>①</sup>の、会社情報の閲覧に関する規定と同じく「親会社社員」という文言を用いているが、第八六八条第二項ではその「親会社社員」を、「会社」である親会社の株主または社員に限定している。これは、裁判管轄が日本国内にあることを前提としているため、その規制対象を従属法が日本会社法である会社に限定している規定であると考えられる。しかし、従属法が日本会社法であるか否かによって適用関係が異なる親子会社関連規定は他にも存在する。例えば、子会社による親会社株式取得の禁止に関する規定（会社法第一三五条）は、親会社従属法が日本法である場合にのみ適用される。<sup>②</sup>外国会社が親会社であった場合、在日子会社の親会社株式取得については、外国親会社の本国会社法によつて決まる。<sup>③</sup>しかし、会社法第一三五条においては親会社の範囲を内国会社に限定しているわけではない。

会社法第八七九条は、第八六八条における非訟事件の専属管轄の規定に関する例外規定である。第八七九条は「第八六八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる」として、「親会社」の定義とは別に、「親法人」という概念を議決権の過半数支配という要件により定めている。

また、電子公告調査機関が調査できない場合を定める会社法第九四七条において、第二号は「当該調査機関が株

式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）を、当該調査機関による電子公告調査ができない者として挙げている。しかし、公告の義務が課されているのは株式会社に限られない。会社法第八一九条第一項によれば、日本において継続取引を行うため、外国会社としての登記をした外国会社であり、かつ日本の株式会社に相当する外国会社には貸借対照表の公告義務がある。<sup>65)</sup> 第九四七条の規定からすると、外国会社を親会社とする電子公告調査機関は親会社たる外国会社の公告を調査できることとなる。会社法第九四七条が電子公告調査を行うことができない場合を定めているのは、電子公告調査機関の信頼性を高めるためである。それにもかかわらず、このような例外を許容する必要はあるのであろうか。

### 第三款 会社法施行規則および会社計算規則における親会社に関する規定

会社法施行規則および会社計算規則においても、親会社の定義の例外を定めている。

社外役員の報酬についての規定である会社法施行規則第一二四条第八号は、「社外役員が当該株式会社の親会社又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社）の子会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社に相当するものを含む。）から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）」としている。これは、ある会社から見て、連結グループ全体の会社その他の事業体を対象とすべき場合に、会社法上、親会社は会社であるとは限らず、またその子会社は株式会社に限られており、「当該株式会社の親会社及び当該親会社の子会社」とするだけでは足りないためである。

同様に、会社法施行規則第七七条七号（株主総会参考書類における会計監査人選任議案の内容）、会社計算規則第二条第三項第四〇号（吸收型再編における中間子法人等の定義）および第一四〇条第四項第三号（関連当事者に関する注記）において、親会社が会社でない場合に、子会社に相当する事業体に関する規定が置かれている。これらの規定においては、連結計算書類の対象となる企業集団に含まれる全ての会社その他の事業体について表示するときは、「会社および会社以外の事業体によって支配される子会社（会社その他の事業体）」について規定している。その規制対象は、財務諸表等規則における親会社及び子会社の定義と一致している。

## おわりに

二〇〇五年に制定された会社法は、親会社および子会社の定義を、それぞれ別個独立のものとして規定した。「会社」によって実質的に支配される「会社等」が子会社であり、株式会社を支配する「会社等」が親会社である。本論においては、この定義により、親子会社と判定される事業体について検討した。

会社法の親会社および子会社の定義がなされるまで、親子会社の定義は、以下のような変遷をたどってきた。  
旧商法において、当初、親会社は株式会社に限定され、子会社は、親会社に株式または持分の過半を所有される株式会社および有限会社であるとされていた。これは、持株（持分）数を基準とすることにより、明確な法的規制を行うことを目的としていたためである。

一方、財務諸表規則において新たに親子会社概念が導入された当初は、旧商法と同様の定義をしていた。その後、

一九九八年の財務諸表等規則改正によって実質的支配基準が導入された。また、親会社に支配される子会社の範囲は、「会社等」、すなわち会社以外にも、組合その他の事業体および外国組合等まで広げられた。

二〇〇一年商法改正により、持株数の過半でなく議決権数の過半の所有により親子会社関係における支配の有無が判断されるようになり、さらに二〇〇二年商法特例法改正により、支配力基準が導入された。これにより、財務諸表等規則上の連結子会社と、商法特例法上の連結子法人等との範囲は一致した。

二〇〇五年に会社法が制定される際、会社の規模にかかわらず財務諸表等規則と同等の実質的支配基準を導入すること、および親子会社として規制を受ける対象を拡大することが検討された。

二〇〇五年の証券取引法改正で親会社等状況報告書制度が導入されたことにより、親会社が外国会社その他会社でない事業体である場合にも、親会社としての規制を受けることとなった。その後、二〇〇七年財務諸表等規則改正により、親会社として規制を受ける事業体は、子会社と同様に、会社、指定法人、組合および外国組合まで拡大した。

親会社が支配する事業体がすなわち子会社であるという、旧商法および財務諸表等規則における定義の方法とは異なり、会社法においては親会社および子会社の定義をそれぞれ別個に規定した。そのため、親会社として規制を受ける会社および子会社を支配する会社、ならびに子会社として規制を受ける会社および親会社が支配する会社がそれぞれ対応しないという状況が生じた。

会社法上、親会社および子会社の定義がそれぞれ対応していないため、会社法施行規則および会社計算規則においては、さまざまに親会社および子会社の定義規定の例外を定めている。しかし、会社法、会社法施行規則および会社計算規則における親会社の規制においては、そのような例外規定によつても十分に規制しきれない状況が生じ

て  
いる。

もっぱら投資者に対する情報提供を目的とする財務諸表等規則とは異なり、会社法上の情報提供は、債権者を含む会社の利害関係者に対するものであり、その規制は、情報提供目的以外にも、子会社による親会社株式の取得禁止等、他の目的をも有している。

法律の正確な運用にとって、定義規定は重要である。<sup>54</sup> その定義は明確かつ汎用性のあるものとされるべきである。会社法においては、連結グループ全体の会社その他の事業体を表示すべき場合が多く存在するにもかかわらず、そのための適切な定義はなされていない（会社法施行規則第一二四条等）。また親会社および子会社の定義が別個独立のものであるために、煩雑な規定振りとなっている（会社法第一三五条、第八〇〇条および第八〇二条）。親子会社の定義を相互に対応させ、また連結グループ全体の会社その他の事業体を表示できるよう、例えば会社法上の親会社および子会社の定義は、財務諸表等規則における親子会社の定義と同一のものとするなど、再検討すべきであると考える。

### 注

- (1) 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課「平成一九年度における独占禁止法第四章関係届出等の動向」（二〇〇八年六月一三日、<http://www.jitic.go.jp/mar/doukou19.pdf>）によれば、平成一九年度における合併、分割、事業譲受け等、株式所有報告書の提出にかかる報告は一二八四件あった。
- (2) （これを指摘するものとして、例えば）株主代表訴訟制度研究会「株式交換・株式移転と株主代表訴訟(2)——企業結合と株主代表訴訟」商事一六八二号（二〇〇三）、一三頁以下。

- (3) 森本滋「企業結合」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座 2 企業組織』東京大学出版会（一九八五年）、一〇〇頁。
- (4) 相澤哲・郡谷大輔「新会社法の解説(1)会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」商事一七三二七号（二〇〇五）、一三二頁。
- (5) 相澤哲・岩崎友彦「新会社法の解説(2)会社法総則・株式会社の設立」商事一七三八号（二〇〇五）、七頁。
- (6) 問題点②の実質的支配基準の導入については、多くの議論がなされている。新しい文献として、南保勝美「親会社・子会社の判定基準についての若干の考察」法律論叢八〇卷二・三合併号（二〇〇八）がある。本論においては、実質的支配基準についてはその内容を簡単に紹介することとする。
- (7) 酒巻俊雄「株式会社間の親子関係決定の法的基準—結合企業の法的研究序説」早稲田法学三九卷二号（一九六三）、六六頁。
- (8) 服部栄三「計算書類規則制定の意義と問題点」企業会計一五卷六号（一九六三）、九一頁、福岡博之「『新商法規則』の問題点」企業会計一五卷六号（一九六三）、九四頁、星川長七「商法の計算書類規則についての法的考察」企業会計一五卷六号（一九六三）、一〇〇頁。
- (9) 酒巻・前掲注(7)、六七頁。
- (10) 浜田道代「会社立法の歴史的変遷」企業会計特別保存版『新「会社法」詳解』中央経済社（二〇〇五）、一二頁。
- (11) 鈴木竹雄「商法改正について(I)」商事六三〇号（一九七三）、六頁。
- (12) 同時に制定された連結財務諸表規則においては、原則としてすべての子会社が連結の対象とされていた（一九七六年連結財務諸表規則第五条）。越野啓一「連結会計基準の国際的動向—連結範囲および持分法適用会社の拡張の方向」富大経済論集五二卷二号（二〇〇六）、三三五頁。
- (13) 浜田・前掲注(10)、二二頁。

- (14) 竹内昭夫「親子会社・相互保有会社と持株基準—株式数か議決権数か」商事一一一〇号（一九八七）、二八頁。
- (15) 浅野敬志「親会社概念の再構築—企業集団觀の視点から」三田商学研究四二卷二号（一九九九）、二二頁。
- (16) 財務諸表等規則第八条第七項により、一定の要件を満たす特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項にいう特定目的会社および事業の内容が制限されていることと同様の事業を営む事業体）は子会社に該当しないと推定される。一定の要件とは、①特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること、②特別目的会社の資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業が当該目的に従つて適切に遂行されていること、および③事業内容の変更が制限されていることである。
- (17) 兼田克幸「子会社・関連会社の範囲の見直し等に係る省令改正の概要（上）」商事一五一七号（一九九九）、二〇頁。
- (18) 「自己」と緊密な者」とは、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者である。
- (19) 「自己に同意している者」とは、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者のことを言う。
- (20) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法（第三版）』有斐閣（一〇〇四）、二六二頁。
- (21) 相互保有株式は親子会社関係の判断の際に参入された（一〇〇一年改正商法第二一条ノ二第五項）。
- (22) 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説（上）」商事一六〇六号（一〇〇一）、八頁は、一部の事項につき議決権が無い株式、あるいはある条件が満たされた場合に議決権が復活する株式については、議決権のない間のみ親子会社判定の基準から排除すると説明している。また、神田秀樹『会社法（第四版補正版）』弘文堂（一〇〇三）、一八頁。このような、議決権の有無が微妙である問題（一〇〇一年改正商法第二一条ノ二第四項の「如何ナル事項ニ付テモ之ヲナキモノト定メラレタル種類ノ株式」であるか否かが明確で無い問題）を指摘する文献として、江頭憲治郎・神作裕之・藤田友敬・武井一浩『改正会社法セミナー（株式編）』有斐閣（一〇〇五）、二二二頁（藤田発言）。

- (23) 会社法においても、会社法第三〇八条一項に規定された相互保有株式は、親会社・子会社関係を決する議決権数を算定する上で議決権があるものとみなされる（会社法施行規則第六七条の類推適用）。江頭憲治郎「株式会社法（第二版）」有斐閣（二〇〇八）、九頁注12。
- (24) 梶浦桂司「親子会社の判断基準に関する一考察」法学新報一〇八卷九・一〇号（一九〇〇）、一二〇頁。
- (25) 田代有嗣「海外子会社は商法上の子会社か」月刊監査役一六九号（一九八二）、一九頁は、一般的に外国会社を商法中の「会社」「子会社」に含まないものとする。しかし、「会社」「子会社」の語が外国会社を含むか否かについて個別に解釈する説が有力である。龍田節「国際化と企業組織法」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座（2）』東京大学出版会（一九八五）、二五九頁。また藤田友敬「国際会社法の諸問題（下）」商事一六七四号二四頁。
- (26) 例えば、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書」では株式交換など「近代的合併手法」のために必要な合併対価の柔軟化を強く求めていた。
- (27) 藤田友敬「企業再編対価の柔軟化・子会社の定義」ジュリ一六七号（一〇〇四）、一一頁は、この提案につき、たとえ解釈論上の問題を生じさせるとしても、形式的に商法上の「子会社」に外国会社を含まないと言い切ってしまうことの弊害を防止したと評価している。
- (28) 法制審議会会社法（現代化関係）部会第一六回会議 議事録参照。なお、子会社を使つた親会社株式の取得は、親会社従属法によって規律されると解するのが従来一般的であった（藤田・前掲注27、一一二頁）。
- (29) 「子法人等」とは、「会社以外の会社等」が他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう（会社法施行規則第三条第三項第一号カッコ内）。
- (30) 「自己」所有等議決権とは、自己の計算において所有している議決権および自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権の合計数を

## 親会社および子会社の規制対象に関する一考察（長谷川）

いう（会社法施行規則第三条第三項第二号カッコ内）。

- (31) 相澤哲・葉玉匡美「社債」商事一七五一号（二〇〇五）、一四頁および江頭・前掲注(2)、六四九頁。
- (32) 川村正幸『金融商品取引法』中央経済社（二〇〇八）、四六頁。
- (33) 河本一郎『関要『三訂版』逐条解説 証券取引法』商事法務（二〇〇八）、二七九頁。
- (34) 南保・前掲注(6)、二六五頁。
- (35) 正井章作「法務省令（会社法施行規則）の問題点と評価」森淳二朗・上村達男編『会社法における主要論点の評価』中央経済社（二〇〇六）、五〇頁。
- (36) 例えば、会社法第五条、第六条第一項、第八条および第九条。
- (37) 江頭・前掲注(2)、九頁。
- (38) 財務諸表等規則における「会社に準する事業体」には、特定目的会社、海外における同様の事業を営む事業体、パートナー・シップその他これらに準じる事業体で當利を目的とする事業体が考えられる。日本公認会計士協会監査委員会報告第六〇号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」4 会社に準する事業体に関する取扱い参考。
- (39) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説 会社法第一巻 総則・設立』中央経済社（二〇〇八）、四二頁。このような立法がなされた経緯は不明であるが、法制審議会では親会社および子会社の定義が別々に議論されていてことから、従来の規定を議論された範囲でのみ拡大しようとした立法上の努力であるとも考えられる。また、会社の介在しない親子関係についてまで会社法の規制を及ぼすことをさけようとしたとも考えられる。
- (40) 会社法第三条第三項に定義される。親会社の株主その他の社員をいう。
- (41) 相澤哲・岩崎友彦「新会社法の解説③株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）」商事一七三九号（二〇〇五）、四四頁。

- (42) 弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則』商事法務（二〇〇七）、四九頁。
- (43) 酒巻＝龍田・前掲注(39)、四三頁。「会社法制の現代化に関する要綱」では、「株式会社が親会社である場合には、子会社（親会社から一定の支配権が及び得るとみられる法人等）である外国会社による当該親会社の株式の取得は、原則として、禁止されるものとする。」とされていた。外国会社に対し直接に日本法が適用されるわけではないから、日本法人である親会社は、支配権を行使することにより、外国会社が当該親会社を取得しないよう指図すべきことになる。江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案」の解説」別冊商事二八八号（二〇〇五）、五七頁。
- (44) 相澤哲・郡谷大輔『新会社法関係法務省令の解説(1)会社法施行規則の総論等』商事一七五九号（二〇〇六）、一〇頁。
- (45) 長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス新会社法（第二版）』商事法務（二〇〇六）、一三頁。
- (46) 酒巻＝龍田・前掲注(39)、四三頁。
- (47) 浜田道代「新会社法における組織再編」商事一七四四号（二〇〇五）、五三頁注24。
- (48) 浜田道代「会社法総則と定義規定」川村正幸・布井千博編『新しい会社法の理論と実務』別冊金融・商事判例（二〇〇六）、二四頁は、「これが立法者の主観的意図に反することは明白であり、文言を変更するのが望ましい」とする。
- (49) 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール一――総則・設立(1)』商事法務（二〇〇八）、二六頁。
- (50) 龍田・前掲注(25)、三二三頁。
- (51) 日本の金融商品取引法に基づき有価証券報告書を提出する外国会社については、公告は不要である。会社法第八一九条第四項。
- (52) 相澤・郡谷前掲注(44)、一〇頁。
- (53) 弥永・前掲注(42)、七〇四頁。
- (54) 龍田節『会社法大要』有斐閣（二〇〇七）、ii頁。

(55)

神田秀樹『会社法（第八版）』弘文堂（二〇〇六）、二九頁も、端的に第一条第三号第四号にいう「会社」「株式会社」等の用語の使用が不適切であるとしている。